

新旧対照表

(別紙2)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(児童ポルノの取扱い)</p> <p>69 の2-1 の2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の<u>規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</u>（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項《定義》に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。</p> <p>(1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等（性器、肛門又は乳首）をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。</p> <p>(2) 児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。</p> <p>(3) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。</p> <p>(4) <u>児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「児童の性的な部位」とは、性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。これは、性器等のみではなく裸の児童の後方から撮影し、性器等が写っていない場合に対象外となることから、性器の周辺部・臀部・胸部を含むものとしていることに留意する。</u></p> <p>(5) <u>児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「殊更に」とは、一般的には、「合理的理由なく」「わざわざ・わざと」の意味と解されており、児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものかどうかを判断するためのものである。その判断は、児童の性的な部位が描写されているか、児童の性的な部位の描写が画像全体に占める割合（時間や枚数）等の客観的要素に基づいてなされるものである。例えば、水浴びをしている裸の幼児の自然な姿を親が成長記録のため撮影したような場合は、その画像の客観的な状況から、内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものでない限り対象外となる。</u></p> <p>(6) <u>児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「強調」とは、「露出」のみでは、児童の性的な部位が隠れていても強調・誇示されている場合が含まれ</u></p>	<p>第6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(児童ポルノの取扱い)</p> <p>69 の2-1 の2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項《定義》に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。</p> <p>(1) 児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。</p> <p>(2) 児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。</p> <p>(3) 児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

(別紙2)

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ないことから、児童の性的な部位の「強調」も対象とすることとしたもので あり、具体的には、描写の方法を含めた、写真・映像等の全体から判断する ものである。例えば、着衣の上から撮影した場合や、ぼかしが入っている場 合や、児童が意識的に股間や胸を強調するポーズをとっていない場合であつ ても、性器等やその周辺部を大きく描写したり、長時間描写しているかどうか、 着衣の一部をめくって該当部分を描写しているかどうかなどの諸要素を 総合的に勘案して判断する。</p> <p>(7) 児童ポルノの取扱いは、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の 権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び 性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他 の目的のためにこれを濫用することがあってはならないと児童ポルノ法第3 条に規定されていることに留意する。</p>	<p>(新規)</p>